

地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領【概要】

■目的・概要

国土交通省の地方整備局等の所掌する営繕事業に係る設計等委託業務の成績評定の適切な実施を図ることにより、評価結果の活用による業務受注者の適切な選定を促進し、設計等委託業務の品質確保に資することを目的に、設計等委託業務の成績評定に必要な事項を定めたものです。

■主な内容

- ・ 評価の対象
- ・ 評価者
- ・ 評価の方法
- ・ 評価の時期
- ・ 評価表の提出等
- ・ 評価の結果の通知
- ・ 評価の修正
- ・ 説明請求等

■主に使用する時期

- ・ 設計段階、工事段階（業務終了後）

■適用方法

- ・ 発注者は、この要領に基づき、設計等業務委託の成績評定を行います。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者に対する事項]

- ・ この要領の運用に当たっては、「地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領の運用」を参照します。【発】